

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。生命保険料控除額については当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/clause/index.html>) をご覧ください。

(1) 適用となる制度について

- 2012年1月1日から生命保険料控除制度の改正が行われており、新たな特約の特約種類に応じて、適用となる生命保険料控除が異なります。
- 2012年1月1日以後に特約の中途付加または特約のみの転換などを行った場合、その時点から改正後の生命保険料控除制度が適用されます。

新たな特約の特約種類	特約の生命保険料控除
無配当災害特約(4種類)	生命保険料控除の対象外
無配当傷害医療特約(R04)(4種類)	
無配当総合医療特約(R04)(4種類)	介護医療保険料控除の対象
引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04) (無解約返戻金型)	
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	

※身体の傷害のみに起因して保険金などが支払われる、無配当災害特約(4種類)、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)の保険料は生命保険料控除の対象外となっております。そのため、実際の保険料と保険料払込証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

(2) 介護医療保険料控除の概要について

- 疾病などに起因して保険金などが支払われる特約(無配当総合医療特約(R04)(4種類)、引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型))は、介護医療保険料控除の対象になります。

対象契約	●納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約(保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。)
対象保険料	●1年間(1月～12月)に払い込んだ保険料の合計額(年間正味払込保険料)となります。

生命保険料 控除の 手続き

①生命保険料控除の対象となる払い込みがある場合、当社から「保険料払込証明書」*①を発行します。

②生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。

〈給与所得者の方〉

●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。

●保険料が団体払いのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。

給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。

〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉

●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

(3) 基本契約の生命保険料控除について

- 基本契約が「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象であった場合、特約の中途付加または特約のみの転換などを行った後もそれぞれ「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象になります。



●2025年11月現在に適用される税制に基づき、代表的な取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なることがあります。また、今後、税制が変わる場合もあります。

●詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。

*①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、マイページまたは、最寄りの郵便局(簡易郵便局は除きます)にて手続きください。また、保険料払込証明書はマイページおよびマイナポータルから電子発行することも可能です。マイページのご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/> 保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>